

北九州市の国家戦略特区について (企画調整局調査報告資料)

【報告事項】

- ・ 区域計画の認定について . . . 資料1 P.1

- ・ エリアマネジメントの実施について . . . 資料2 P.2

- ・ にぎわいのあるまちづくりWGの開催について . . . 資料3 P.3

- ・ 人と介護ロボットとの協働による「先進的介護」の実証実装に係る
条例改正及び介護ロボット導入施設の公募について
. . . 資料4 P.7

- ・ 出前講演、広報活動について . . . 資料5 P.8

区域計画の認定について

平成 28 年 4 月 13 日
地方創生担当大臣
石 破 茂

福岡市・北九州市区域会議

【3月 24 日開催、3月 24 日申請、新規8事業】

(1) エリアマネジメントに係る道路法の特例(5事業)

公共空間リソース利活用勉強会、鳥町まちづくり会議推進協議会、「つながる絆！八幡」実行委員会、門司港レトロ倶楽部、門司港レトロ倶楽部のそれぞれが、道路法の特例を活用し、イベント開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

(2) NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

特定非営利活動法人の設立を促進するため、北九州市が行う申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。

(3) ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

北九州市内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護職員の補助等を行うロボットの実証を行う場合、2つのユニットにそれぞれ独立して設置された「共同生活室」を一体的に利用できることとする。

(4) 高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

シティハローワーク・ウェルとばた(北九州市戸畑区)内において、高齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50 歳以上の中高年齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク」を設置する。

資料 2

エリアマネジメントの民間開放（国家戦略道路占用事業）の事業実績（近況）

1. 各地区の事業実績（平成 28 年 4 月 13 日認定後、平成 28 年 4 月～5 月の事業実績）

No	地域団体	地区 (路線名)	事業期間 【実施日数】	実施概要	来場者数 (人)
①	公共空間リソース活用勉強会	小倉都心 (船場町 1 号線・6 号線)	4 月 27 日(水)～5 月 10 日(火) 【計 14 日】 ※今後は梅雨明け以降に実施予定	道路の路面をマスキングテープでデザインする「m t MARCHÉ (マルシェ)」や様々な北九州の食が満喫できるオープンカフェ「m t CAFE」等を開催し、来訪者や観光客のおもてなしを行った。	延べ 約 550,000
②	鳥町まちづくり会議推進協議会	小倉都心 (魚町 11 号線)	5 月 1 日(日)～ 【計 22 日】 ※6 月以降も継続して実施中	道路上にオープンカフェ(夜市)を設置し、飲食物を提供することで出会いや交流の場を創出し、来訪者や観光客のおもてなしを行った。	延べ 約 14,000
③	「つながる絆!八幡」実行委員会	八幡駅前 (八幡停車場線)	5 月 2 日(月)、19 日(木) 【計 2 日】 ※6 月以降は、毎月第 3 木曜日に実施	歩道上にオープンカフェを設置し、休憩や周辺テナントのテイクアウト品を飲食する場を提供することで、来訪者や観光客のおもてなしを行った。	延べ 約 5,000
④	門司港レトロ倶楽部	門司港 (東港町 2 号線・5 号線)	5 月 3 日(火・祝)～5 日(木・祝) 【計 3 日】 ※今後は梅雨明け以降に実施予定	門司海峡フェスタに合わせて、道路上にテーブルやベンチ等の休憩スペースを設置し、門司港レトロ地区に訪れた来訪者や観光客のおもてなしを行った。	延べ 約 140,000
⑤	門司港レトロ倶楽部	門司港 (西海岸 7 号線)	5 月 4 日(水・祝)～5 日(木・祝) 【計 2 日】 ※今後は梅雨明け以降に実施予定	歩道上にカフェや軽食、雑貨マルシェ等の小物店を設置し、飲食物や雑貨等を提供することで観光客や来訪者のおもてなしを行った。また、海側の港湾緑地には、来訪者が滞在時間を延ばすための休憩スペースを設置した。	延べ 約 30,000

2. 各地区の実施状況写真



①船場町 1・6 号線



②魚町 11 号線



③八幡停車場線



④東港町 2 号線



⑤西海岸 7 号線

にぎわいのあるまちづくり ワーキンググループ

◆構成員

	専門分野	所属・役職	氏名	備考
1	観光業	日本旅行業協会 九州支部北九州地区委員長	篠崎 和敏	・ JTB 九州北九州支店
2	観光学	九州国際大学 国際関係学部 教授	福島 規子	・ 観光振興プラン方向性 検討会議 ・ 小倉城周辺魅力向上 事業基本計画検討会
3	旅館業	北九州市小倉旅館ホテル組合 会長	鋳尾 悦治	
4	文化・芸術	北九州市立文学館 館長	今川 英子	
5	都市デザイン まちづくり (門司港レトロ)	(株)BBDO J WEST 北九州支店	秀 一生	・ 門司港レトロ地区産業 観光施設指定管理者 (JV構成員)
6	まちづくり (都心部)	We I o v e小倉協議会 会長	辻 利之	
7	まちづくり (郊外)	八幡夢みらい協議会	井上 龍子	・ 八幡駅前開発(株) 代表取締役
8	リノベーション まちづくり	北九州リノベーション まちづくり推進協議会	岡 秀樹	・ 秘密基地 代表 ・ 公共リソース利活用 勉強会
9	コーディネーター	北九州市立大学大学院 マネジメント研究科 教授	城戸 宏史	

※オブザーバー候補

・ 北九州市観光協会、国際交流協会 ほか

第1回 にぎわいのあるまちづくりワーキンググループ(全体会) 議事要旨

日 時：平成28年5月24日(火) 10:00～11:40

場 所：北九州市役所本庁舎5階 プレゼンルーム

出席者：別紙のとおり

【発言要旨】

1. 北九州市の国家戦略特区について

- 外国人の方々に向けて言語インフラの整備が必要
- 地元の雇用につながる留学生や北九州在住の外国人などを活用すべき
- 特区に限らず、文化・芸術における北九州市の魅力を地域の資源として情報発信していくことがまちのにぎわいづくりにもつながる
- 特区を活かして、にぎわいづくりにつなげていくかという視点が必要

2. にぎわいのあるまちづくりについて

《民泊・歴史的建築物》

- 北九州に富裕層が泊まれる(泊まりたがる)宿泊施設がない
- 地元名士の大きな家が北九州には多いため、歴史的建造物と旅館業法の適用の規制緩和の間のような北九州ならではの特例を検討してはどうか
- 観光には幅があるため、我々がどういうサービスを提供していくかが重要
- 目的と宿泊をセットにし、具体的に商品化していくことが必要
- 観光素材をいくつがっつけて宿泊客の増加に結び付けていくことが重要
- ブランディングが重要であり、宿泊と食べ物など複合的なものが必要

《エリアマネジメント》

- イベントを通じて、地元のお店の売りあげが1.5倍になったり、地域のゆるやかなコミュニティが形成された
- 空間利用の定義が変わり、新しい公共空間の活用ができた
- 常時開催とイベント開催があってもよいし、今回開催した5路線以外の地域でも開催すると北九州全体のにぎわいにつながる

1. にぎわいのあるまちづくりワーキンググループに関する規制改革事項

規制の特例	内 容
エリアマネジメントの民間開放 (道路の占用基準の緩和)	国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。
滞在施設の旅館業法の適用除外(民泊)	国内外旅行者の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき7日から10日間以上使用させ、滞中に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。
歴史的建築物に関する旅館業法の特例	地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建造物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロントなしで認める。

2. 北九州市エリアマネジメント事業

北九州市エリアマネジメント事業の目的

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する北九州市内の地域団体が、道路空間を活用したイベント等を開催し、**MICEの魅力向上及び、まちの賑わい創出を図ることで国内外の人の交流やインバウンドの増加を図る。**

<コンセプト：市民が活躍する 北九モデルのおもてなし>



この取り組みを全国に発信

<実施エリア及び事業主体>

- 実施エリア：都心・副都心、地域拠点等のエリア
(今回：小倉、門司港、八幡)
- 事業主体：目的に資する活動を実施する
地域団体等

今回の実施箇所



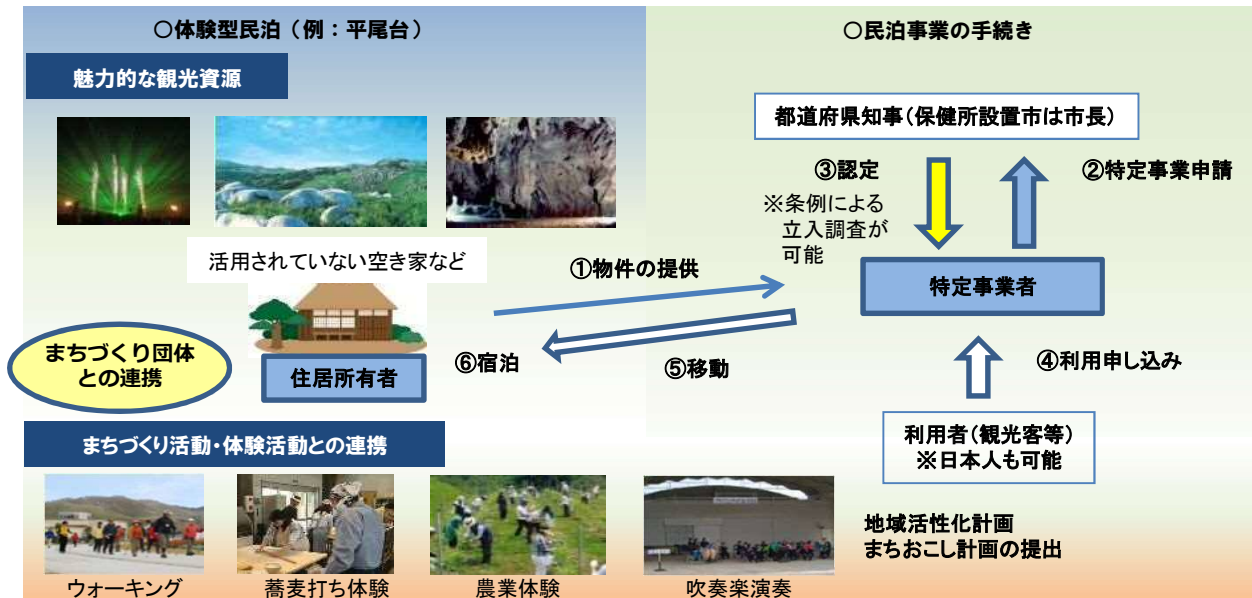
にぎわいのあるまちづくりについて

3. 北九州市の魅力を感じさせるパッケージ型民泊

北九州市の民泊事業の目的

国家戦略特別区域の民泊では、市の認定を受けた場合は旅館業法が適用されず、賃貸借契約に基づいて、宿泊料をとって宿泊させることが可能となる。

本市では、**これまでホテル旅館の営業ができなかったエリアでも実施できるようになることから、郊外で空き家等を活用した民泊実施について検討を進めていく。**



4. 北九州市の代表的な歴史的建築物

北九州市の歴史的建築物を活用した事業の目的

地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロントなしで認める。

本市の代表的な観光地に宿泊施設として活用可能な歴史的建築物があり、歴史的建築物の旅館業法の特例を活用することで**多様な宿泊ニーズへの対応が可能**となる。

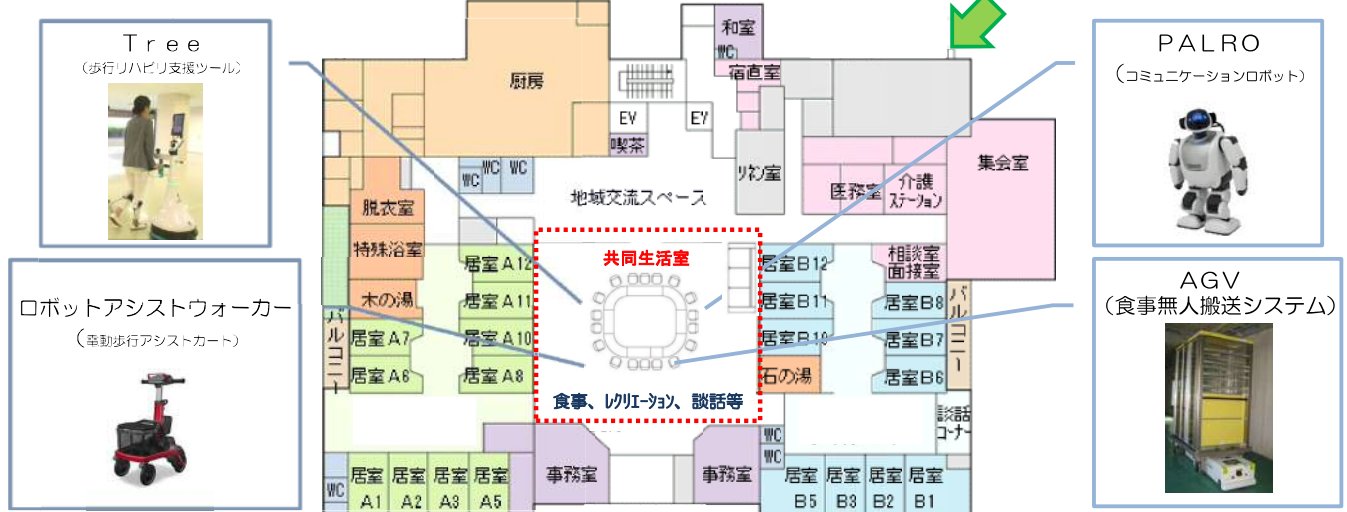
共同生活室を活用した介護ロボットの実証実装

「1ユニットに1共同生活室を設置」とされている基準を緩和し、隣接する2つのユニットが交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしいものとして、ロボット等の活用や、開発・改良に関する実証ができるようにするための条例改正を実施。

介護職員及び入居者の視点をふまえた上で、

- ① **食事介助**
- ② **団楽・レクリエーション**
- ③ **認知症予防・重症化予防、身体機能の維持** (について実証実装を実施。

これまでの介護施設



国家戦略特区介護ロボット等実証施設の公募

- 募集数、公募申込書提出数について

募集数	公募対象施設	「公募申込書」提出数 (平成28年5月31日現在)
1施設	広域型特別養護老人ホーム	3
1施設	地域密着型特別養護老人ホーム	3

- 今後のスケジュールについて

平成28年5月31日	資料提出期限
平成28年6月上旬～6月中旬	書類審査・ヒアリング
平成28年6月中旬～6月下旬	学識経験者等で構成された第三者機関での専門的な検討
平成28年6月下旬	事業予定者の選定・結果の通知
平成28年7月	実証実施

国家戦略特区の広報について

1. 出前講演の実施

(1) 全区役所幹部職員

各区役所の課長級以上職員へ国家戦略特区についての説明会を開催。

【実施時期】 平成28年4月26日～5月16日

(2) 経済団体等

○副都心黒崎開発推進協議会

【開催実績】 平成28年4月5日 幹事会

○北九州商工会議所

商工会議所が開催する説明会や部会等での特区PRについての協力を依頼。

【開催実績】 平成28年5月11日 中国経済説明会にて資料送付

平成28年5月27日 情報・メディア部会

○北九州青年経営者会議（北青会）

北青会の定例会にて出前講演を実施。

【開催実績】 平成28年5月18日 北青会定例会

○福岡経済同友会北九州地域委員会

福岡経済同友会事務局からの依頼に基づき実施。

【開催実績】 平成28年6月8日 第1回運営会議

(3) 今後の予定

平成28年6月15日 若竹会（事務局：北九州工業団地協同組合）

平成28年7月8日 第1回WWAS国際会議フォローアップ会議

北九州タウンミーティング

2. 出版等

- ・市政だより7月号
- ・北商ニュース6月号 等

3. その他

- ・商工会議所、FAIS等のメールマガジンへの掲載
- ・国家戦略特区セミナーの開催
- ・国家戦略特区専用ホームページの設置
(介護ロボットの実証開始時期に合わせて開設予定)